

事務連絡
平成19年5月8日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長補佐
(医療福祉担当)

「義肢等支給状況調べ」について

標記については、社会復帰促進等事業の適正な運用を図る基礎資料を作成するため、例年報告をいただいているところですが、平成18年度における下記事項に関し、別添「義肢等支給状況調べ」に記載の上、平成19年5月31日（木）までに報告いただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 義肢等修理状況 | 7 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金 |
| 2 労災はり・きゅう施術特別
援護措置 | 8 長期療養者職業復帰援護金 |
| 3 労災特別援護措置 | 9 職能回復援護等 |
| 4 労災援護金 | 10 特殊健康診断 |
| 5 振動障害者社会復帰援護金 | 11 労災保険特別加入者加入時
健康診断 |
| 6 振動障害者雇用援護金 | |

「義肢等支給状況調べ」の記入要領

「1 義肢等修理状況」について

- (1) 「修理件数」は、義肢等の支給種目ごとの延べ修理回数とし、1回の修理における修理部位の数には無関係であること。
- (2) 断端袋交換については、義肢の「実人員」及び「金額」に計上するが、「修理件数」には含めないこと。
- (3) 「修理件数」及び「金額」の計は、労働基準局報告例規・補404 労働福祉事業利用状況報告の⑩修理の費用の「件数」及び「金額」と一致するものであること。

「2 労災はり・きゅう施術特別援護措置」について

- (1) 「支払件数」は、労災はり・きゅう施術特別援護措置委託費内訳書1枚につき1件として記入すること。
- (2) 「実人員（新規）」は、労災はり・きゅう施術特別援護措置を承認した者のうち、実際に施術を受けた者の数を記入すること。

なお、括弧内には18年度において初めて労災はり・きゅう施術特別援護措置を承認した者のうち、実際に施術を受けた者の数を内数として記入すること。

ただし、期間を延長した者の数は含めないこと。

「3 労災特別援護措置」について

- (1) 療養の費用の「支払件数」は、労災特別援護措置診療費内訳書1枚につき1件として記入すること。
- (2) 「介護料」の「実人員（新規）」は、介護料を支給した者の数を記入し、括弧内には18年度において初めて介護料を支給することとなった者の数を内数として記入すること。

なお、平成18年4月以降、56,710円を超える額の介護料を支給している者の数及びその合計金額をそれぞれの内数として「うち

56,710円を超える者」の欄に記入すること。この場合、56,710円を超える額の介護料を支給している者とは、毎月継続的に56,710円を超える額の介護料を支給している者とする。

「4 労災援護金」について

- (1) 「支払件数」は、療養援護金支払請求書及び生業援護金支給申請・支払請求書1枚につき1件として記入すること。
- (2) 「入院援護費等」の「金額」には、療養援護金支払請求書の入院援護費のほか栄養費、入院食事負担額、附添看護料、室料差額及びその他の費用を含めること。

「6 振動障害者雇用援護金」について

「(1) 振動障害者職業転換援護金」及び「(3) 振動障害者指導員経費」の括弧内には、18年度に承認した事業場数を記入すること。

「10 特殊健康診断」について

「社会復帰保養等旅費」の各欄には、外科後処置実施要綱（昭和56年2月6日付け基発第69号）、義肢等補装具支給要綱（平成18年6月1日付け基発第0601001号）及びアフターケア通院費支給要綱（平成9年8月26日付け基発第596号）に基づく対象者は含めないこと。

「11 労災保険特別加入者加入時健康診断」について

- (1) 人数は補405中小事業主等特別加入状況報告の累計人数と一致するものであること。
- (2) 金額には診断書料を含めること。

(別 添)

義肢等支給状況調べ (平成18年度分)

_____ 労働局

統計責任者氏名 _____

1 義肢等修理状況 (補装具等支給費)

区 分		修 理 件 数	実 人 員	金 額
義 肢	殻構造義肢	件	人	円
	骨格構造義肢			
上肢装具・下肢装具				
体 幹 装 具				
座 位 保 持 装 置				
眼 鏡				
補 聴 器				
人 工 喉 頭				
車 い す				
電 動 車 い す				
歩 行 車				
収 尿 器				
歩 行 補 助 つ え				
介 助 用 リ フ タ ー				
フ ロー テ ー シ ョ ン ハ ッ ト				
計				

2 労災はり・きゅう施術特別援護措置 (診療等委託費)

支 払 件 数	実 人 員 (新 規)	金 額
件	() 人	円

3 労災特別援護措置（診療等委託費）

	支 払 件 数	実人員（新規）	金 額
療 養 の 費 用	件	()人	円
療養に要する雑費		()	
介護料		()	
うち56,710円を超える者		()	
計		()	

4 労災援護金

(1) 療養援護金（福祉施設給付金、介護料支給費）

	支 払 件 数	実人員（新規）	金 額
入 院 援 護 費 等	件	()人	円
通 院 援 護 費		()	
介護費用		()	
うち56,710円を超える者		()	
計		()	

(2) 生業援護金（福祉施設給付金）

支 払 件 数	実人員（新規）	金 額
件	()人	円

5 振動障害者社会復帰援護金（福祉施設給付金）

区 分	支 払 件 数	金 額
65歳未満	件	円
65歳以上		
計		

6 振動障害者雇用援護金

(1) 振動障害者職業転換援護金（福祉施設給付金）

支払件数（事業場数）	金額
（ ）件	円

(2) 振動障害者訓練、講習等経費（福祉施設給付金）

支払件数	金額
件	円

(3) 振動障害者指導員経費（福祉施設給付金）

支払件数（事業場数）	金額
（ ）件	円

7 振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金（福祉施設給付金）

計画書受理件数	事業体を構成する振動障害者及び振動障害治ゆ者の人数	支払件数	金額
件	3～5人	件	円
	6～7人		
	8人以上		
	計		

8 長期療養者職業復帰援護金（福祉施設給付金）

区分	支払件数	金額
就労援護金	件	円
訓練援護金	件	円

9 職能回復援護等

(1) 炭鉱災害CO中毒症に対する職能回復訓練（診療等委託費）

支 払 件 数	実 人 員	金 額
件	人	円

(2) 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護（診療等委託費）

支 払 件 数	実 人 員	金 額
件	人	円

10 特殊健康診断（安全衛生法第67条）

区 分	実 人 員	金 額
社会復帰保養等旅費	人	円
診療等委託費	人	円

11 労災保険特別加入者加入時健康診断（診療等委託費）

区 分	人 数	金 額
診療等委託費	人	円